

仮称越谷広域斎場整備等事業 募集要項等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
1	募集要項	3	2	(7)	ウ	外構について、斎場用地と斎場用地以外の境界には区画(塀等)は設けないものとしてよろしいでしょうか。	転落防止措置を講じておけば、必ずしも柵や塀などは必要ありません。
2	募集要項	4	2	(8)	ア	越谷市開発指導要項は「……その他の関係法令等……」に含まれるものと想定されますが、開発指導要綱内の中高層：電波障害については、調査費・対策費とも建築主：市の負担と解釈してよろしいでしょうか。詳細をご提示下さい。	建築主は、事業者となりますので、事業者の負担で実施してください。
3	募集要項	4	2	(8)		都市計画法施行令第21条第20項にあたる公益上必要な建築物該当として、同法の開発許可の取得は不要と考えてよろしいでしょうか。 又、埼玉県開発指導要綱及び越谷市開発指導要綱等に基づく協議は不要と考えて宜しいでしょうか。	開発許可申請は、都市計画法第29条第3号の「政令で定める公益上必要な建築物」に該当することから開発許可は不要です。 埼玉県開発指導要綱の基づく協議はありませんが、越谷市開発指導要綱に基づく協議は必要です。
4	募集要項	4	2	(8)		都市計画法第59条の認可を受ける都市計画事業該当として、墓地埋葬法による許可申請は不要と考えて宜しいでしょうか。	都市計画法第59条の都市計画事業としての認可は受けませんので、墓地、埋葬に関する法律の許可は必要となります。
5	募集要項	4	2	(9)	ア	i 土砂搬入車輛の総量規制などに一切触れられておりませんが、工期、見積等を行うにおいて必要な情報と考えます。ご提示頂きたいと考えます。 また、隣接公園設定レベルまでの嵩上げ、既存建造物の撤去等については別途と考えてよろしいでしょうか。 また、造成土砂の全部若しくは一部を市が提供する予定はありますか。仮にあるとした場合、その詳細をご明示頂きたい。	総量規制はありませんが、搬入車両の交通は9時～17時までとし、近隣住民への配慮した計画としてください。 隣接公園設定レベルまでの嵩上げ、既存建造物の撤去等については、ご質問のとおりです。 土砂の提供は、ありません。
6	募集要項	4	2	(9)	ア	募集要項では、事業者の業務範囲に施設整備が含まれており、事業の形態としてはSPCが建築主となり建設会社と契約を結ぶという理解でよろしいですか？ 実施方針で建築主は越谷市とあるのは変更されたのですか。 また、登録免許税・不動産取得税は事業者の負担になりますか。	ご質問のとおり、建築主は事業者となります。 事業者は表示登記を行うこととし、保存及び移転登記は、市が代位で行います。従って、事業者の登録免許税の負担はありません。 不動産取得税は、地方税法第73条の2に基づき、事業者に課税されないものとしていますが、埼玉県越谷県税事務所に確認してください。
7	募集要項	4	2	(9)	ア	i 事業者の行う「所有権移転業務」の具体的な業務内容について御指示下さい。(貴市が捉える所有権移転完了とは、具体的に何を指しますか。)	事業者に表示登記をしていただき、その後、保存及び移転登記に必要な書類等を提出していただきます。(完了は、移転登記を考えています。)

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答	
8	募集要項	5	2	(9)	イ	ii	予約受付業務は市の業務範囲となっておりますが、この通りでしょうか。要求水準書P25 3.4.1ではSPC側の様に思われますが。	火葬場及び葬祭場の予約受付は、葬祭業者から又は2市1町の役所からシステムを通じて直接予約することとし、市の業務範囲とします。ただし、動物炉の予約受付については、事業者の業務範囲とします。
9	募集要項	5	2	(9)	イ	ii	要求水準書25頁の「3.4.1予約受付業務」と、市の業務範囲となる「予約受付業務」の役割分担、責任分担を明確にご提示下さい。	No.8の回答をご参照ください。
10	募集要項	7	3	(2)	ア	iv	ivに示されている「指名停止」とは、越谷市の指名停止処分との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
11	募集要項	8	3	(2)	イ		経営事項審査結果書は、本資格確認基準日から勘案し、平成13年度決算期に対応したものと解釈で宜しいでしょうか。	直近の決算期とします。
12	募集要項	8	3	(2)	エ	iii	過去10年間に「火葬場(火葬炉を除く)又は葬斎場運営の実績」とありますが双方いずれかの実績の場合評価点としては厳しくなりますか。	マイナス評価とはなりません。選定基準書P11の事業遂行の確実性において示しているとおり、実績等は加点評価いたします。
13	募集要項	8	3	(2)	エ	iii	i～viの実績は、構成企業の1社以上が満たしていればよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	募集要項	9	3	(2)	カ		資格基準日は5月何日でしょうか。	資格審査書類提出日の5月16日とします。
15	募集要項	9	3	(3)	ア		応募者が、i～vに該当したときに参加資格を喪失するのは、いつの時点から優先交渉権者の公表されるまでの間でしょうか。	参加資格基準日からです。
16	募集要項	10	4	(1)			募集要項に関する質問機会は今回のみとなっております。条件規定書に示す基本的な条件の変更は行わないことを勘案すると、1回の質問機会だけでは、応募者に疑義が残る状況で提案をむかえることも想定されます。つきましては、6月頃に再度応募者からの質問機会を設けて頂きたいと考えますが如何でしょうか。	資格審査終了後、実施する予定です。
17	募集要項	10	4	(2)	ウ		応募の検討に際して、質問回答に対して再度質問を行うことが必要な場合もあると想定されます。資格審査に関する質問同様に期間終了後も適宜受け付ける等の対応は御検討頂けるのでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
18	募集要項	11	4	(2)	カ		応募を辞退する場合の要領が記載されておりますが、本稿の内容に符合せず辞退した場合何らかのペナルティが課せられるのでしょうか。	ペナルティはありません。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
19	募集要項	13	5	(1)		実施方針に関する質問回答書の質問番号33では、「本事業では、施設の買い取りではなく市が建築主となることを想定していますので、不動産取得税は発生しません。」との回答を頂いていますが、今回の募集要項の5(1)事業フレームでは、「SPCが施設を設計し、施工を完了した後、市に所有権を移転し、市がその費用を割賦で支払う。」と、方式が変更されています。 一旦所有権を建設企業からSPCに移転し、その後、SPCから市へ所有権を移転するという方式では、SPCが建築主になり、不動産取得税が課税されると存じますが、市のお考えをご教示下さい。	不動産取得税は、地方税法第73条の2に基づき、建築主である事業者には課税されないものとしていますが、埼玉県越谷県税事務所に確認してください。
20	募集要項	13	5	(1)		計画通知の予定が建築確認申請に変更となりましたが、建築確認申請の建築主は、SPCの代表者名にすると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
21	募集要項	13	5	(2)		「構成企業以外の企業がSPCに出資することは認めない。」とありますが、出資のみを行う企業は構成企業に入らねばならぬということになりますか。 又、これは実施方針質問回答時点と変更されたと考えればよろしいですか。	ご質問のとおりです。 「出資企業」という構成員として企業グループに参加してください。募集要項3(1)を参照ください。
22	募集要項	13	5	(2)		「構成企業は必ずSPCに出資を行うもの」とありますが、ここでの「構成企業」は募集要項7頁の(1)応募者の構成の「企業グループ」と同義と考えてよろしいですか。つまり、「設計企業」「建設企業」「火葬炉企業」「運営企業」「維持管理企業」は必ず構成員となりSPCへの出資が条件となると理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
23	募集要項	13	5	(3)	イ	その他市が申請する他法令に基づく申請書とは具体的に何を想定されていますか。	墓地、埋葬に関する法律に基づく経営の許可申請です。
24	募集要項	13	5	(3)	イ	斎場を建設するため市及びSPCが各々実施する法的手続きの内容・スケジュール等具体的にお教えください。又、SPCが市に協力する手続きについても具体的にお教えください。特に開発については都市計画法第29条第3項に該当すると思われそうですがその手続きは市が実施されるのでしょうか。	本契約締結⇒開発事前協議申請書提出⇒開発指導要綱に基づく協議書提出⇒協議書締結⇒造成工事及び斎場施設の設計⇒建築確認申請(墓地、埋葬に関する法律に基づく経営の許可申請)⇒建設工事、となります。 都市計画法第29条第3項に該当することから開発許可は不要です。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答	
25	募集要項	13	5	(3)	イ	市が申請する他法令に基づく申請書の作成について、スケジュール等を含め、その内容について具体的に御教示下さい。	No.24の回答をご参照ください。	
26	募集要項	14	5	(3)	エ	斎場施設は平成17年6月30日の工事完了を遵守とありますが、当該スケジュールを遵守しなくてもよい斎場施設以外の施設とは、具体的にどのような施設が該当するのでしょうか。	斎場施設以外の施設はありません。	
27	募集要項	15	5	(5)		「提出書類に示されるとおり」とありますが、ここで言う『提出書類』とは、募集要項24頁9提出書類作成要領(1)提出書類を示すとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。	
28	募集要項	15	5	(5)	アイ	S P Cから構成企業以外の会社への委託並びに構成企業から構成企業以外の会社への再委託について、市の承諾が得られた場合のみ委託することができるとありますが、仮に承諾が得られなかった場合、当該業務の遂行に多大な影響が発生すると思われませんが、承諾が得られない具体的な事由及び得られない場合の措置についてお答えください。	提案に記載された企業がS P Cから当該業務の委託を受けて実施することを原則とし、やむを得ない場合のみ、受託者の資格や能力等を判断の上、承諾の可否を決定します。 市の承諾が得られない場合、委託先の変更等の措置が必要になると思いますが、サービスの対価の減額や解除が生じることがあります。	
29	募集要項	15	5	(5)	アイ	S P Cから構成企業以外の会社への委託並びに構成企業から構成企業以外の会社への再委託について、提案時より構成企業以外の会社への委託を想定する場合、提案書類にその旨の内容を記載する必要はありますか。	想定しているものは、記載してください。	
30	募集要項	15	5	(5)	イ	市への通知後14日以内に特段の通知がない場合について、特段の通知とは、どのような意味合いでしょうか？	再委託先について市が承諾を行わない、若しくは承諾を留保することの通知を想定しています。	
31	募集要項	17	5	(7)		市の想定する1日最大火葬取扱数を上回る需要があった場合、事業者は引き受ける義務がないものとし、翌営業日以降に対応するとありますが、利用者に対する回答は市の責任と考えてよいですか。	ご質問のとおりです。	
32	募集要項	18	6	(2)	ア	i	(2)提案価格の算定方法 ア サービスの対価 i の中にある設置事前協議とは具体的に何を示すのでしょうか。	越谷市開発指導要綱に基づく開発事前協議申請書です。
33	募集要項	18	6	(2)	ア		「金利水準は、6か月LIBORを5年でスワップして得られる円の固定金利をベースに」とあります。条件規定書別紙4では、「金利水準は、…LIBORをベース」とあります。基準金利はどちらを使用するのでしょうか。	金利水準は、6か月LIBORを5年でスワップして得られる円の固定金利をベースにしてください。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
34	募集要項	18	6	(2)	ア	募集要項の「6(2)ア サービス対価1」と、条件規定書の「別紙4-2(1) サービス対価1」で、以下の条件において矛盾が見られます。 ・金利水準 ・金利基準日 ・金利改定日 正しい条件を、ご教示下さい。	募集要項を、以下のとおり修正します。 ii (記載のとおりとします。) iii 割賦金利の改定基準日は、引渡日を初回として、以降平成22年3月31日、平成27年3月31日、平成32年3月31日、平成37年3月31日のそれぞれ2銀行営業日前の日とする。 条件規定書を以下のとおり修正します。 ② (募集要項に記載のとおり修正する。) ③ 金利基準日は、引渡日の銀行営業日前の日を初回として、以降平成22年3月31日、平成27年3月31日、平成32年3月31日、平成37年3月31日のそれぞれ2銀行営業日前の日とする。
35	募集要項	18	6	(2)	ア	① 施設の供用開始は、平成17年8月だと存じますが、金利基準日が、平成17年10月となっている理由をご教示ください。 ② 施設の所有権の引き渡しのタイミングで金利が発生すると存じますが、施設の引き渡しから、平成17年10月までの金融コストはどのように負担して頂けるでしょうか？ ③ 施設の所有権の引き渡しのタイミングで金利を確定するのが妥当だと考えますが市の考えをご教示ください。	No.34の回答をご参照ください。
36	募集要項	18	6	(2)	ア	基準金利の基準日は平成15年7月1日とありますが、採用する金利の詳細条件について御教示下さい。	No.34の回答をご参照ください。
37	募集要項	18	6	(2)	ア	サービス対価に係わる消費税の支払い方法について御教示下さい。	No.192の回答をご参照ください。
38	募集要項	19	6	(2)	イ	売店及び食堂の運営は、独立採算で行うとのことですが、施設の一部を使用する賃料は無料であると考えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
39	募集要項	19	6	(2)	イ	霊柩自動車運送業務に要する費用は、市が利用実績に応じて別途支払うとありますが、当該費用の市への請求は、どのようなタイミングでどのように行えば宜しいのでしょうか。	現在も実施している霊柩自動車運送事業を継続して行いますので、支払方法等も、現況に準じて行う予定です。詳細は、別途協議とします。
40	募集要項	19	6	(2)	イ	予約受付システムに係るネットワーク回線の使用料は、市が負担するとありますが、当該費用の市への請求は、どのようなタイミングでどのように行えば宜しいのでしょうか。	ネットワーク回線の契約は市が行い、回線使用料は市が通信事業者に直接支払います。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答	
41	募集要項	20	6	(3)	ア	ii	「元利均等払い」とありますが、事業期間中に炉を増設する提案を行った場合、サービス対価1の支払条件はどのように規定されるのでしょうか。割賦金利支払の条件を含めご教示下さい。	火葬炉の増設分の費用については、当初の割賦元本とは別の割賦元本とし、増設した炉の引き渡し時から事業期間終了までを支払期間とする元利均等払いとします。 金利基準日は、設備の引渡日の2銀行営業日前を初回とし、以後は、募集要項P186(2)アiiiの基準日に合わせる。
42	募集要項	20	6	(3)	ア	ii	市からSPCに支払われるサービス対価は、応募者の提案により修繕・火葬炉の増築等を考慮する場合、均等払いにする必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	火葬炉の増設分の設備費用については当初の割賦元本とは別の割賦元本とし、増設した炉の引渡し時から事業期間終了までを支払期間とする元利均等払いとします。修繕費については、費用が発生した支払期間より、サービスの対価2として支払います。
43	募集要項	20	6	(3)	イ	iii	各年度の運営維持管理費は年間火葬取扱数にかかわらず固定とする。となっていますが市の想定する取扱数を下回った場合は、管理費は固定のままでよいですか。	想定年間火葬件数を下回った場合でも、管理費は固定とします。
44	募集要項	20	6	(3)	イ	iii	「各年度の運営維持管理費は、年間火葬取扱数にかかわらず固定とする」とありますが、提案する運営維持管理費用は、事業年度により変動しても構わない(事業期間に亘り平準化する必要はない)と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
45	募集要項	20	6	(4)			光熱水費原単位と光熱水費の違いをご教示ください。	光熱水費は市が支払う総額、光熱水費原単位は、ガス、水道などの単価です。
46	募集要項	21	6	(6)			「物価変動を勘案し」とありますが、どのような指数を用いるのでしょうか。詳細条件をご提示下さい。	事業者は、翌年度のサービスの対価2について、日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数(建物サービス)」の変動率を乗じて変更を行い、請求を行うことができますこととします。 変動率は、以下の式により求めるものとし、毎年10月中に変更後の翌年度サービスの対価2の請求額を市に通知するものとします。 変動率＝(当該年度3～8月の企業向けサービス価格指数(建物サービス)の平均/契約日を含む年度の企業向けサービス価格指数(建物サービス))
47	募集要項	21	6	(6)			運営維持管理費は、毎年1回物価変動を勘案して改定を行うとありますが、具体的改定スケジュール及び基準となる統計値をご教示ください。	No.46の回答を参照ください。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
48	募集要項	21	6	(7)	ア	サービス対価に関する減額措置は「サービスの対価2」を対象とするとあるものの、一方でSPCが市に対する支払請求権（債権）は一体不可分とあり、且つサービス対価支払いが同時期であることから推察すると、モニタリングの状況に応じてサービス対価1の支払いにも影響があるように想定されます。サービス対価1は減額、支払い遅延等を含め、サービス対価2のモニタリングには全く影響を受けないものと解釈して宜しいでしょうか。影響ないとした場合、支払請求権は一体不可分とする合理的な理由を御教示下さい。	運営維持管理のモニタリングの状況は、サービス対価1の支払いには影響しません。支払請求権を一体不可分とする理由は、一契約一債権とするためです。
49	募集要項	22	7	(2)		契約交渉段階で、優先交渉権者との合意形成が図れない場合は次点応募との交渉に移行するとありますが、本事業スケジュールにおいて、優先交渉権者に認められる交渉期間はどのように設定されているのでしょうか。また、次点交渉権者と十分な協議期間が設けられない場合は、事業スケジュールの見直しはあるのでしょうか。	募集要項2（10）で示す「エ優先交渉権者の決定」から「オ事業者との仮契約締結」を上限とします。事業スケジュールの見直しを想定しています。
50	募集要項	24	9	(1)	イ	参加表明、資格審査申請時の提出書類についてお伺いします。正副各1部提出する書類のうち、押印の必要な書類(様式2)(様式4)については、正本は押印した書類、副本はその写しと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
51	募集要項	24	9	(1)	イ	参加表明、資格審査申請時の提出書類についてお伺いします。提出時の体裁は、書類の左側穴あけ、A4ファイル綴じと考えて宜しいでしょうか。	左側綴りに訂正してください。綴じ方の指定はありません。
52	募集要項	24	9	(1)	イ	提案書は、原則A4縦の左上側綴じとなっていますが、左上をホッチキス等で止めるのみで製本はしないという理解でよろしいでしょうか？	No.51の回答をご参照ください。
53	募集要項	24	9	(1)	イ	「左上側綴じ」とありますが、提案書の左上1箇所をホッチキス等で綴じ提出するとの理解でよろしいですか。また、そうである場合、ファイル等に綴じる必要はないと考えてよろしいですか。	No.51の回答をご参照ください。
54	募集要項	24	9	(1)	イ	提案時提出書類の体裁についてお伺い致します。各提案書類とも、「左上側綴じ」と記載されておりますが、左上側をホッチキスで1ヶ所をとめるものと考えて宜しいでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
55	募集要項	26	9	(2)	ア	<p>① 要項の9(2)では、「提出の指定のある様式については、Microsoft社のWordまたはExcelを使用して作成し、3.5インチフロッピーディスク又はCD-Rに保存し提出すること。」とあり、様式集の(様式8)では、「様式の指定のある書類については、3.5インチフロッピーディスクに保存し、提出してください。」と、あります。これはすべての様式(様式7～28)を3.5インチフロッピーディスク又はCD-Rに保存して提出すると理解してよろしいでしょうか?</p> <p>② 様式20等を提出する場合、提出するEXCELファイルのセルには計算結果の数値のみを設定しておけば宜しいのでしょうか。それとも、セルに計算式を設定したファイルを提出するのでしょうか。(計算式をご覧になりたいのか否かという質問です)</p>	<p>①ご質問のとおりです。</p> <p>②市が作成するExcelファイルに入力して、提出してください。</p>
56	募集要項	26	9	(2)	ア	<p>「提案書類はマイクロソフトのワードまたはエクセルを使用して作成し、データを提出」とありますが、様式11のA2版の図面関係はPDFデータ等でもよろしいでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。
57	募集要項	26	9	(2)	オ	<p>価格に関する提案書類の項に、様式25～様式28を作成する。との記載がありますが、様式24～様式28と考えて宜しいでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。
58	募集要項	全般				<p>事業者と金融機関の融資契約締結後におけるサービス対価の見直しにより、事業者の融資契約を見直す必要が生じた場合の追加費用は、事業者サービス対価見直しの帰責事由がある場合を除き、市が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	市に帰責事由がある場合及び事業契約に定めがある場合を除き、事業者の負担となります。
59	要求水準書	3	2.1.1	(5)		<p>説明会で本資料(斎場建設に伴う地質調査委託報告書概要版)以外の必要箇所については、事業者の調査とありましたが、現地でのボーリング等が可能だとのことでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。
60	要求水準書	3	2.1.2	(1)		<p>本設工事において、上水道の引込みに対し各種負担金が発生した場合は、市の負担と考えて宜しいでしょうか。</p>	事業者の負担とします。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
61	要求水準書	3	2.1.2	(1)		工事中仮設給水は、敷地内まで供給していただくと考えて宜しいでしょうか。事業者が準備するのであれば引込み位置をご指示願います。また、上水道の引込みに対し、各種負担金が発生した場合は、市の負担と考えると宜しいでしょうか。	敷地までの供給は、越谷・松伏水道企業団で実施しますが、費用は、事業者負担とします。仮設給水に対する負担金は、発生しません。
62	要求水準書	3	2.1.2	(2)		工事中下水は仮設浄化槽を設置し、大落古利根川に放流と考えると宜しいでしょうか。その際、各種負担金が発生した場合は、市の負担と考えると宜しいでしょうか。	大落古利根川への直接放流はできません。
63	要求水準書	3	2.1.2	(2)		2.1.2インフラ整備状況 (2) 下水道(汚水)に示す、合併処理槽からの排出水質基準をお教えてください。	生物化学的酸素要求量：20mg/l以下 生物化学的酸素要求量除去率：90%以上 日平均処理量：0.2m ³
64	要求水準書	3	2.1.2	(3)		敷地に対する調整池は、斎場敷地外に計画されるかと考えてよろしいでしょうか。また、概略の位置を提示していただけないでしょうか。	ご質問のとおりです。 図面1参照
65	要求水準書	3	2.1.2	(3)		貯留施設について、「建物分の貯留施設を設置し、…」とありますが、これは、埼玉県開発指導要項に基づいた950m ² /haについて建物面積分の貯留施設を設置し、建物以外(駐車場を含む)の部分については市で計画するとの解釈でよろしいでしょうか。また、市で計画する調整池の想定位置、想定容量について、明示願います。	ご質問のとおりです。 図面1参照
66	要求水準書	3	2.1.2	(3)		汚水は管理用道路、アクセス道路のどちらに排水するのでしょうか。又、管理用道路側に排水する場合、公園を通るルートを示してください。	汚水排水は、管理用道路で計画してください。 図面1参照
67	要求水準書	3	2.1.2	(3)		敷地内雨水排水の処理はどのように考えたらよいのでしょうか。①建築面積分の調整池を設置する位置に制約がありますか。②その場合、雨水有効利用容量と貯留容量の合算を調整容量(950t/ha)として良いのでしょうか。③上記以外の雨水を敷地外に排水する場合は、市で設置する調整池の位置及び接続ルート、要領をご指示ください。	①制約はありません。 ②別々で考えてください。 ③図面1参照
68	要求水準書	3	2.1.2	(3)		隣接の公園の造成工事について、スケジュールをお教えてください。調整池の完成時期が遅れた場合、雨水排水の一時排水の仕方についてもご指示ください。	公園は、斎場完了後の工事になりますが、調整池完成までの間、一時排水できるように計画します。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
69	要求水準書	3	2.1.2	(3)		建物分の雨水貯留施設とは、建物面積×950m ³ /ha分の調整槽の設置のみが事業者の業務であり、その他の斎場用地に関する雨水については越谷市により設置される調整池でまかなうと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
70	要求水準書	3	2.1.2	(3)		斎場用地内の雨水排水計画は事業者側の業務でしょうか。事業者側の業務の場合、接続先の位置、管高さ等ご指示ください	事業者の業務とします。 調整池の位置は、図面1を参照してください。
71	要求水準書	3	2.1.2	(5)		工事中仮設電源は敷地内仮設盤まで供給していただけたと考えて宜しいでしょうか。事業者が準備するのであれば、引込み位置をご指示願います。また、電力引込みに対し、各種負担金が発生する場合は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者で行ってください。 既設の電柱（図面1参照）からの引き込みとし、東京電力と協議してください。 負担金等が発生する場合は、事業者の負担とします。
72	要求水準書	3	2.1.2	(5)		本設工事において、既設電力線より引き込みを致しますが、引込み位置をご指示願います。また、電力引込みに対し、各種負担金が発生する場合は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	既設の電柱（図面1参照）からの引き込みとし、東京電力と協議のうえ、提案とします。 各種負担金は、事業者の負担とします。
73	要求水準書	3	2.1.2	(5)		近隣の既設の電力を引き込むこととありますが、それに伴う手続きや協議・調整は、市が行って頂けるのでしょうか。	電柱移設の協議及び手続きは、市が行いますが、引き込みについては、事業者が行ってください。
74	要求水準書	3	2.1.2			上水道・ガス・汚水については、斎場用地までを越谷市により整備されると考えてよろしいでしょうか。又、電気引き込み位置については事業者側の判断としてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 既設の電柱（図面1参照）からの引き込みとし、提案とします。
75	要求水準書	4	2.1.3		イ	都市計画法第29条（開発行為の許可）は、3項または5項により許可不要と考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条第3項により、開発許可は不要です。
76	要求水準書	4	2.2.1			要求水準書では、「調整池は、別途、市が計画する。」となっており、また、敷地造成はTP+5.5m程度レベルまで造成することになっております。事業者提案で、調整池部分の造成は、将来の工事を考慮したレベル造成とすることは、可能と考えてよろしいでしょうか。	調整池部分は、今回の事業の対象外です。
77	要求水準書	4	2.2.1			斎場用地レベルが、TP+5.5mとあり、また説明会でもその旨説明がありましたが、これは計画提案上の前提条件でしょうか。また、アクセス道路のレベル、計画断面、アクセス道路との造成境界をお知らせください。	前提条件です。 斎場敷地部分のアクセス道路のレベルは、TP+5.33～5.51mです。（図面2参照）

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
78	要求水準書	4	2.2.1			敷地造成において、斎場敷地内をTP+5.5m程度まで嵩上げる際、敷地内を有効に利用するため、周囲との段差は、法面を摺り付け、法(土羽)は敷地外にはみ出しても宜しいでしょうか。または敷地内に擁壁を設けても宜しいでしょうか。	斎場敷地内は、すべてTP+5.5mで造成し、敷地外に法面を設けてください。
79	要求水準書	4	2.2.1			敷地造成及び、アプローチ道路の市道へのすりつけの計画を行うため、アクセス道路の横断面及び縦断面の資料を提示していただけないでしょうか。	斎場敷地部分のアクセス道路のレベルは、TP+5.33~5.51mです。(図面2参照)
80	要求水準書	4	2.2.1			斎場用地レベルは、TP+5.5m計画堤防の高さより若干嵩上げとなっているが、駐車場舗装部分のレベルを若干低めとすることは、可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりTP+5.5mで計画してください。
81	要求水準書	4	2.2.1			実施方針に関する質問に対する回答の質問番号107への回答で、造成に使用する土砂の一部は市が提供しますとありましたが、今回の要求水準書には記載がありません。造成に使用する土砂は全て事業者の負担となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
82	要求水準書P4	4	2.2.2			外構計画において「敷地内緑化率は5%とすること」とありますが、敷地面積32,200㎡に対して5%と考えて宜しいでしょうか。また駐車場の舗装面等を緑化した場合、数値に算入しても宜しいでしょうか。具体的な指針等があれば、お示しください。	32,200㎡に対して5%以上としてください。駐車場の舗装面の緑化は、緑化率には算入しません。
83	要求水準書	5	2.2.3			火葬場駐車場の参考駐車台数は基本計画の算定根拠を前提とされていると考えられますが、1会葬50人とした場合マイクロバス1台+普通乗用車15台は、公道を走行してくる場合、列が100mを超えて、不自然であり、マイクロバス2台+普通乗用車5台程度が一般的設定と考えられます。緑化率を大きく確保した魅力ある計画を行うために、上記のような設定をした場合、かなりの減点対象となるのでしょうか。	要求水準書P5 2.2.3の表1に記載されている台数を前提としてください。
84	要求水準書	6	2.3.3	(3)		事業期間内に大規模修繕が発生しないようにすること。について、大規模修繕とは、どの様な修繕・どの程度の修繕を示すのですか？	条件規定書の用語の定義に記載のとおりです。ただし、火葬炉を除く設備機器の系統の更新で、提案書類及び運営維持管理長期計画、運営維持管理年間計画書、業務報告書の内容により、大規模修繕を行うことが合理的と判断されるものについては、市の負担で行うこととします。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
85	要求水準書	6	2.3.4			想定職員数(市の職員2～3名を含む)と有りますが、どの様な位置付となるのでしょうか。	墓地、埋葬に関する法律に規定される経営者は、市となりますので、場長等と考えています。
86	要求水準書	6	2.3.4			職員休憩室に仮眠スペース設置とあるが、葬祭場での24時間警備要員の仮眠スペースとの兼用する場合、火葬場の職員休憩室は削除しても問題無しか？	火葬場と葬祭場の職員休憩室は、兼用できますが、警備要員の仮眠スペースは兼用できません。
87	要求水準書	6	2.3.4			「告別、収骨及び休憩のスペース」とありますが、この文章中の「休憩」の行為とは具体的に何を示しているのかご教示ください。また、P25の業務内容に「柩の入炉後…控室に誘導する事」とあります。上記と併せ勘案すると、休憩のスペースとは「控室」を指していると考えられますが、この理解でよろしいでしょうか。	休憩スペースとは、ロビーや休憩できる場所であり、会葬者の滞留空間を指し、必ずしも部屋である必要はありませんが、待合室は、12部屋としてください。
88	要求水準書	6	2.3.4			想定職員数として、市の職員が2～3名予定されておりますが、運営会社が使用する事務室と市の職員が使用する事務室は、共用するものと考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
89	要求水準書	6	2.3.4			動物を供養する為の合同碑を設置する旨記載が有りますが、これに伴い合同供養などを、運営業務で行う必要が有りますか。また、飼い主が銘板の設置を希望した場合、料金徴収なども含め、事業者の業務範囲となる部分が生じますか。合同碑を設置することによる、事業者の運営業務がありましたらご提示下さい。	告別及び収骨業務を想定しています。それ以外の業務については、事業者提案としますが、その実施に対する可否は市が決定します。
90	要求水準書	7	2.3.4			動物供養の合同碑等は、合同碑のみの設置で残骨灰の保管はしないものと考えてよろしいでしょうか。	一時保管するものとしてください。
91	要求水準書	7	2.3.5			実施方針に対する質問の回答に「葬祭場の祭壇の宗旨等については、要求水準書で明示する」とありましたが、要求水準書に明示されないのは、祭壇は不要と解釈して宜しいのでしょうか	ご質問のとおりです。祭壇を新たに準備することは想定していません。ただし、市が所有する祭壇の貸出業務は行います。
92	要求水準書	7	2.3.5			「越谷市が保有する貸出用祭壇・・・」とありますが数量(台数)について明記されていませんが教えて下さい。又、祭壇は市側で準備するものと理解してもよいですか。	市が保有する祭壇は、要求水準書に示す貸出用祭壇を保管できるスペースに収納できる数量を想定しています。
93	要求水準書	7	2.3.5			8体以上を安置できる霊安室1室の設置が求められていますが、遺体冷蔵庫は何体分必要でしょうか。	8体分とします。
94	要求水準書	7	2.3.5			貸出用祭壇の予約管理、貸出し作業は市職員業務で良いか？	市が所有する貸出祭壇の予約管理は市が行いますが、貸出に伴う業務は、事業者の業務範囲とします。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
95	要求水準書	7	2.3.5			葬祭場にSPCにて祭壇を用意する要件が御座いませませんが、SPCにて祭壇を用意する必要は無いと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
96	要求水準書	7	2.3.6	(1)		動物炉の予約は、電話等による受付など別途考慮すること。となっていますが回答は市の責任と考えてよいですか。	事業者の責任とします。
97	要求水準書	7	2.3.6	(1)		「技術革新に対応できるシステムとすること」とありますが、ハードウェア、ソフトウェア共に陳腐化に伴う更新費用は、市負担と理解してよろしいですか。ITの陳腐化は早く、その進歩を事業者で予測しリスク負担することは困難と考えます。要求水準書では事業者の業務範囲に「予約受付システム保守管理業務」の項目が無いことも踏まえ、予約受付システムの施設供用開始後の市と事業者の役割分担、費用分担を明確にして頂きたいと考えます。	予約受付システムにおける事業者の役割は、システムの構築、ハードウェアの調達、システム保守管理業務とし、保守管理期間は5年間とします。ハードウェアの所有権は市とし、保守管理期間終了時のシステム及びハードウェアの更新については、市が決定します。
98	要求水準書	8	2.3.6	(3)	①	予約機能について、請求・経理機能を含むと理解してよいですか。	ご質問のとおりです。
99	要求水準書	8	2.3.6	(3)	①	「電子メールにより、予約確認書を自動的に発送できるようにする。」となっておりますが、パソコン端末での予約時に、即、予約確認書がプリントされることと解釈してよろしいでしょうか。	紙媒体での予約確認書の送付は想定していません。
100	要求水準書	8	2.3.6	(3)	③	2.3.6(3)③案内表示機能 電子案内表示板の仕様(個数と内容)について具体的に教えて下さい。	事業者の提案としますが、火葬場受付には氏名、時間、待合室名が、炉前、待合室及び式場には氏名が表示できるものとしてください。
101	要求水準書	9	2.3.7	(2)	④	「機械室のコンセントは自家発電回路とすること」とありますが、ここでいう機械室は火葬炉機器の設置されている機械室と解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
102	要求水準書	9	2.3.7	(2)	②	2.3.7(2)② 非常用自家発電設備は5時間程度?の稼働 2.3.8(2)⑤ウ 天災時の代替燃料備蓄量 天災時の設定日数・火葬件数等を具体的に教えて下さい。	5時間程度とは、1日の火葬件数がこなせる時間としてください。 設定日数は1日程度、火葬件数等は要求水準書P12表2に示す1日最大火葬取扱数です。
103	要求水準書	12	2.3.7	(4)	①	(4)空調設備仕様①熱源機器設備において「ガスの場合は、ガスヒートポンプ方式とすること」規定されていますが、葬祭場等の大空間に対しては、ガスを熱源とするガスヒートポンプ方式でない、省エネルギーとなる大空間に適した方式を提案しても宜しいですか。	ガス方式(電気併用も可)以外は認めません。ただし、ガスヒートポンプ方式よりも省エネルギー効果があると判断できるものであれば、ガスヒートポンプ方式以外も可とします。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答
104	要求水準書	12	2.3.7	(4)	①		熱源方式及び加温方法については事業者提案とさせていただきます。ご質問のとおりでございます。
105	要求水準書	12	2.3.8				動物炉は、犬、猫などのペットを対象にし、設備は合同葬及び個別葬に対応できる形態とすること。について、合同葬とは各家庭より持ち込まれたペットだけを（収骨を必要とし無い火葬）ある程度、まとめて火葬する事と理解して宜しいのでしょうか？
106	要求水準書	13	2.3.8	(2)	①	ウ	動物炉（1基）については単独排気とすること。となっておりますが、火葬炉設備へのバイパスはなしと考えて良いですか。
107	要求水準書	16	2.3.8	(4)	①		大気汚染に係る排ガス等検査は、竣工年度は全排気系列についてとありますが、動物炉を除く火葬炉のみの考えでよいですか。
108	要求水準書	16	2.3.8	(4)	②	イ	保証期間中とは事業期間中と理解するのですか。経年劣化に伴う損傷、修理も事業者負担と理解すべきですか。
109	要求水準書	16	2.3.8	(4)	②	イ	保証期間中とありますが、施設・設備・備品等の別に、どのような期間を想定していますか。
110	要求水準書	16 23	2.3.8 別表1	(4)	①		(別表1)に酸素濃度が別項目で2ヶ所ありますが、排気筒出口において連続測定と他の1ヶ所の位置は事業者提案でよいですか。
111	要求水準書	24	3.2.1	(1)			「年間営業日数は300日以上とする。」となっておりますが火葬場の定休日1月1、2日及び友引日を差引くと設備の点検、修理日の設定可能日は2日しかとれません。葬儀場については友引も定休日ではないので、葬斎場利用との「ニラミ」で友引日についても火葬炉稼働する考えでよろしいですか。
112	要求水準書	24	3.2.1				葬祭場の営業は利用予約がない場合は閉鎖しても良いか？
113	要求水準書	26	3.8				売店の販売品目、及び食堂の提供品目は事業者の自由な提案で良いか？
114	要求水準書	29	4.5				清掃業務によって収集した廃棄物は適正な処理を行うとありますが、産業廃棄物については明記されていません。どのような処理を考えていますか。産業廃棄物処理業者の指定はありますか。
115	事業者選定基準書	4	3	(2)	カ		資格審査項目のうち、資格確認基準日が「5月を予定」となっておりますが、公式な日取りについては、いつどのような方法にて公表されるのでしょうか。

No.	資料名	頁	項目			質問の内容	回答										
116	事業者選定基準書	6	4	(1)	ア	市の支払総額の上限額8,935百万円は、消費税込の価格でしょうか?	消費税は含みません。										
117	事業者選定基準書	6	4	(1)	ア	現在価値を算出する場合の“現在”とは何年何月何日を指すのでしょうか。また、割り戻しは年単位で行うのでしょうか、3か月単位で行うのでしょうか。年単位で行う場合は、4回の支払いを年度末になされたとして、年度初日まで割り戻しをすると仮定して計算すると理解してよろしいでしょうか? 市の想定する具体的な計算式をお示し願えますでしょうか。	平成16年4月1日を起点とし、年単位で計算してください。 ご質問のとおりです。 具体的計算方法については、別途配布するExcelファイルを使用してください。										
118	事業者選定基準書	6	4	(1)	イ	i	価格算出時の駐車台数が208台となっておりますが、要求水準書P5では駐車場の参考台数420台+別途20台となっております。駐車台数が大きく異なりますと、全体の配置計画に大きく影響すると思われる。また、市の支払総額の上限金額算定には駐車台数増分の金額が含まれていないこととなりますが、いかがでしょうか。	要求水準書P5 2.2.3の表1に記載されている台数を前提としてください。 事業者選定基準書P6 4(1)イiの表中駐車台数は、 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>火葬場駐車場</th> <th>葬祭場駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイクロバス</td> <td>13台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>195台</td> <td>195台</td> </tr> </tbody> </table> に修正します。		火葬場駐車場	葬祭場駐車場	マイクロバス	13台	3台	普通乗用車	195台	195台
	火葬場駐車場	葬祭場駐車場															
マイクロバス	13台	3台															
普通乗用車	195台	195台															
119	事業者選定基準書	6	4	(1)	イ	i	左記にある施設規模のうち駐車台数は208台(バス13、乗用車195)となっておりますが、要求水準書の表1の参考駐車台数は、火葬場215台、葬祭場205台程度の合計で420台程度の駐車場を要求しております。来場者を対象とする駐車必要台数の正確な数値を公表願いたい。	No.118の回答をご参照ください。									
120	事業者選定基準書	7	4	(2)	イ	i	持ち時間等詳細があればお知らせください。	提案書提出後にお知らせします。									
121	提出書類の様式集		様式2			グループ名称について、代表企業名を冠に付けた名称にするなど特に市の意向がありましたら、お聞かせ下さい。	特にありません。										
122	提出書類の様式集		様式5			本様式は、1葉1実績を記入する形となっておりますが、備考2において、「実績の記入欄が足りない場合は～」と記載されております。提示実績数に上限は無いのでしょうか、また提示実績数及び規模等の内容は事業者選定に反映されますか。	実績は主要なもの10件程度を上限としてください。 実績については、その内容を評価対象とします。										
123	提出書類の様式集		様式7			備考欄3に「イラスト等を添付する場合の…」とありますが、ここでいうイラスト等とは、パース・CG等を示しており、施設整備計画書A2判3枚とは別に添付してもよいということでしょうか。	ご質問のとおりです。										

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
124	提出書類の様式集		様式7	備考3についてお伺い致します。各様式に「参考資料」「イラスト」等を添付する事が可能な表現となっておりますが、枚数の制限は無いものと考えて宜しいでしょうか。	参考資料及びイラスト等について、枚数制限はありません。
125	提出書類の様式集		様式7	募集要項P26：提案書類の作成要領について、「各様式とも各様式に記載の枚数以内で作成する事」また、「指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、……全て無効……得点はゼロとみなすものとする」とありますが、提出資料の様式集「提案提出書」備考3に「各様式に参考資料やイラスト……」の記述内に枚数を規定する記述がありません。また、参考資料用の様式についての記述もございません。越谷市殿が必要と思われる参考資料の内容、様式、枚数の規定をご教授ください。	参考資料及びイラスト等について、枚数制限はありません。
126	提出書類の様式集		様式8	提案書類の提出時の体裁についてお伺い致します。(様式9)(様式18)(様式24)は正本、副本で記入の仕方が異なると思われませんが、記入方法をご指示ください。	正本については代表企業の実印を押したものを、副本については正本の複写を、それぞれ作成してください。
127	提出書類の様式集		様式11	・様式11全部で、A2判3枚分程度で作成してください。と記載されておりますが、本様式のみA2判にて作成し、折り込みとする。とのお考えでしょうか。または、A3判6枚程度との考えも許容されるとお考えでしょうか。	本様式はA2判で作成してください。
128	提出書類の様式集		様式11-1~3	3つの計画について審査の視点(●施設整備計画、●将来対応等、●火葬炉)の項目に沿って記述する旨、記載されておりますが、例えば火葬炉設備整備計画において、●施設整備計画・エバーサゲサインに関する記述をする等、不要な部分が生じると考えます。3つの計画に対しての審査の視点を区分・細分化するなど必要と考えますが、お考えをご提示下さい。	各計画において、評価項目に該当しないと事業者が判断する項目について記載は不要です。
129	提出書類の様式集		様式11-1~3	「様式11全部で、A2判3枚分程度で作成してください。」とありますが、A3判6枚等、またはA1版2枚ということでもよろしいでしょうか。	本様式はA2判で作成してください。
130	提出書類の様式集		様式12	「霊柩車の運行サービスの実施を希望する場合は、その旨を様式18-3に明記してください。」にある様式18-3は『様式12-3』の誤記でしょうか。	ご質問のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
131	提出書類の様式集		様式12-1~3	当該様式の指定枚数につき、数枚程度と記載されておりますが、具体的枚数については、事業者が判断して宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
132	提出書類の様式集		様式12-1~3 様式13-1~4 様式15、16	様式12-1~3、様式13-1~4、様式15、16に本様式数枚程度という記述がありますが、具体的に何枚でしょうか。	枚数の指定はしません。事業者の判断で作成ください。
133	提出書類の様式集		様式12、13、15、16	提案書の枚数制限として「数枚程度」とありますが、10枚以下と理解してよろしいですか。	No.132の回答をご参照ください。
134	提出書類の様式集		様式17	「自主確認表 イ」において、「事業期間内に大規模修繕が発生しないように施設計画をしている」とのチェック項目がありますが、20年の事業期間を考慮すると大規模修繕が発生すると考えるのが一般かと思われま。市の見解をご提示ください。	大規模修繕は、火葬炉以外の設備機器についての機器システムの更新を除くものとしてください。
135	提出書類の様式集		様式17	様式17自主確認表のイ「駐車場計画は参考駐車台数を満たしている」にある『満たしている』とはどの程度を指すのか。 事業者選定基準書(P6、i施設規模)にある駐車台数を例に、要求水準書の表1の参考駐車台数と対比させて、『満たしている』と判断できる基準を示して戴きたい。	各施設区分、車種毎の参考駐車台数の90%以上が確保されていることをいいます。
136	提出書類の様式集		様式17	自主確認表とありますが、要求水準書で事業者提案としている項目がほとんどの中、本様式の提出については各項目が条件付されていると取れます。相互の関係についてお知らせください。	自主確認表に記載されている項目は、募集要項等に記載されている特に重要な必須条件を記載したものです。
137	提出書類の様式集		様式20、25、26、27、28	「市が別途付与するフォーム」とありますが、これは例えば、市で計算式を挿入したエクセルシートを、応募者に電子データで配布するとの理解でよろしいですか。そうである場合、いつ頃応募者に配布する予定でしょうか。またフォームに対する質問機会を設けて頂きたいと考えます。	参加表明のあったグループの代表企業に、電子データで配布します。 配布日は5月下旬を予定しています。 フォームに関する質問は随時受け付けます。
138	提出書類の様式集		様式20、25、26、27、28	様式20 25~28の市が付与するフォームはいつ、どのように開示されるのでしょうか？ご教示ください。	No.137の回答をご参照ください。
139	提出書類の様式集		様式21-3	SPCのサブコントラクターとありますが、本事業におけるサブコントラクターの定義等について御教示ください。	サブコントラクターは構成企業と読み替えてください。
140	提出書類の様式集		様式22	債務の状況、信用補完措置等について具体的に何を記載すればよろしいでしょうか？	財政状況を判断できる情報について、事業者の提案とします。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
141	条件規定書	1	第1条(4)	維持管理業務に修繕に関する具体的な記述が見あたりません。誰が修繕をするのかを明確にして戴きたいと存じます。 また、同条(19)において「修繕」が規定されていることを踏まえ、(4)の定義に修繕を加えるべきではないでしょうか。	修繕業務については、第44条に記載のとおりです。 修繕とは、定期点検整備、更正修理、予防修理、緊急事故保全、通常事後保全をいい、原則として固定資産の増加を伴わない程度のもものとします。
142	条件規定書	2	第1条(19)	ここに規定する「建物等」という表現は具体的には何をさしているのでしょうか。 また、20年間にわたり要求水準書に記載された状態という定義は現実的に不可能ではないでしょうか。	建物等とは、本件施設のことを言います。 入札を希望する事業者は、契約期間にわたり要求水準をみることが可能な提案を作成して下さい。
143	条件規定書	2	第1条(23)	大規模修繕の定義として「設備機器については、機器システムの更新をいう」とありますが、耐用年数が一般的に20年に満たない湯沸器類、ポンプ類、空調機器類、弱電機器類等の更新は大規模修繕となり、事業者の業務範囲外と考えるとよろしいですか。	大規模修繕は、火葬炉以外の設備機器についての機器システムの更新を除くものとしてください。
144	条件規定書	3	第2条第2項	解釈の優先順位を契約書、募集要項、提案書としておりますが、募集要項に従って作成した提案書の方が解釈として優先すべきではないかと思われ、契約書、提案書、募集要項の順で解釈をすべきではないかと考えますが。	第2条2項に記載のとおりとします。要求水準よりも高水準の内容が提案されている場合は、当然、提案の水準によることとなります。反対に、要求水準より程度の低い水準が提案されていたとしても、事業者は要求水準で規定されている水準を満たさなければなりません。
145	条件規定書	3	第3条	「本契約等」の定義が見あたりません。「本契約等」といった場合、本契約以外に何を指すのでしょうか。以下の条文も同様。第4条、第13条、第15条、第17条、第24条、第31条、第38条、第40条、第48条、第52条、第55条、第58条	第2条1項に記載のとおりとします。
146	条件規定書	3	第6条	資金調達の項にて、「財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する」との記載がありますが、本施設整備に補助金の制度は無いと思われ、他どのような支援が該当するか御教唆ください。	現状では、日本政策投資銀行の低利融資の他は、特に支援措置を想定していません。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
147	条件規定書	4	第7条第1項	第7条に「乙が本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可、届出等の手続きは、自らの責任において行うものとする。」とありますが、仮に都市計画法の開発許可の取得が必要となると、斎場敷地外も含めた開発許可を行わねばならないと考えられ、事業者は単独で申請をする事は難しいと思われま。本斎場は都市計画法施行令21条20号の火葬場にあたり、同法29条3号の規定により、開発許可は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
148	条件規定書	4	第8条	現時点で想定している、事業者が市に搬入の協力をを行う備品の品目、数量、時期等をお示ください。	貸出用祭壇のみと考えています。
149	条件規定書	4	第8条	甲が、所有する備品とは、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。	貸出用祭壇のみと考えています。
150	条件規定書	4	第8条	甲が行う備品の搬入等についてお伺いします。市が保有する祭壇も含まれると考えて宜しいのでしょうか。その他搬入する備品の概要、また甲が設置する備品の概要について工事への影響を検討するためご提示ください。	貸出用祭壇のみと考えています。
151	条件規定書	5	第13条第4項	追加費用の支払は、該当追加工事を一括して支払うと理解してよろしいのでしょうか。仮に、サービス対価1に付加して分割となりますと、金融スキームの変更となりますので、スワップ契約等の費用は甲が負担されるのでしょうか。	追加費用の支払いは、原則サービスの対価1に参入するものと考えています。金利適用基準日である、引渡日の2営業日前以降の追加費用の発生は想定していません。従って金融スキームの変更は発生しないものと考えています。
152	条件規定書	5	第13条第3項	越谷市は近隣住民に対し、家屋調査を行う旨の発言をした経緯があるのですか。	経緯はありません。
153	条件規定書	5 7	第13条第4項 第19条	「甲と乙はこれについて必要な見直しを行うものとする」とありますが、見直す内容について（何を見直すのか）、具体的にご教示下さい。	サービスの対価の金額を見直します。
154	条件規定書	5	第14条第1項	本件土地に瑕疵があるため本件工事が出来ないことによる、事業者の増加費用に関しても、市が負担するという解釈でよろしいでしょうか。	増加費用の内、合理的と判断される部分については市が負担します。
155	条件規定書	5	第14条第2項	土地の瑕疵担保責任のうち、地盤沈下に関してお伺い致します。盛り土量が多大なため、事業期間内での地盤沈下が考えられます。補修その他の取り扱いについて「甲乙協議の上、定める」と有りますが、費用の分担を明示してください。	地盤沈下に起因するもので客観的に当初想定することが出来なかったものについては、市が責任を負うものとします。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
156	条件規定書	5	第14条第2項	「地盤沈下によって必要となる本件施設の補修その他の取り扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする」とあります。事業者として、市提示資料を基に、予測可能な範囲での地盤沈下に対する対応策を提案することを前提としますが、特に駐車場部分は沈下により駐車場として機能を有しなくなる場合も考えられます。事業者の責めに帰すべき場合を除き、必要な補修費は市がご負担頂けると理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
157	条件規定書	6	第17条第2項	乙が甲に設計図書を提出した後、14日以内に結果通知がなされない場合、乙の提出した設計図書を甲が承認したものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
158	条件規定書	6	第18条第1項	条件規程として、甲の一方的な通知で決定するように受け取れますが、乙の見解・意向はどの程度反映されるのでしょうか。	実際には設計協議のなかでの設計変更要求であり、かつ事業者は維持管理について責任を持つので、協議が行われることを当然に想定しています。契約書に規定されていないからと言って、当事者間の協議を否定するものではありません。
159	条件規定書	7	第18条第2項	追加費用の決定方法や手順を明確に教えて戴きたい。また、追加費用が発生する事由により、レンダーと乙との間で締結されたスワップ契約を破棄する場合の費用は甲が負担するとの理解でよろしいのでしょうか。	追加費用は、事業者の作成した内訳書の単価等をもとに、協議により決定します。また、追加費用が割賦で支払われる場合に、相当な金利は支払います。引渡日以降の追加費用の発生は想定していません。
160	条件規定書	7	第19条	「甲は、甲がやむを得ないと認める範囲で負担しなければならない」とありますが、第18条5項では、「追加的に生ずる費用の増減の結果は、甲に帰属し、…サービス対価に当該増減を反映させる」とあります。同条から、係る費用は事業者を支払われると解釈できますが、「やむを得ないと認める範囲」と規定したのはどのような理由からでしょうか。ご教示下さい。	第19条は削除します。
161	条件規定書	7	第19条	「前条第5項の協議により、…甲がやむをえないと認める範囲で負担」とありますが、第19条の主旨は、市が事業者に対して提案した設計変更であり、かつ、事業者の責めに帰することが出来ない事由があると市が認めた場合を想定しているものであるにもかかわらず、事業者が発生する追加費用・損害を、市は事業者に対して全額負担しない事があるという意味でしょうか。もしその場合、具体的に想定しているケースをご教示ください。	No.160の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
162	条件規定書	8	第22条	募集要項P7「応募者の構成」において、建設企業が設計企業を兼ねることができるとされておりますが、その場合、工事監理者も建設企業が兼ねることが出来るとの理解で宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
163	条件規定書	8	第23条第3項	「乙が負担した合理的な増加費用に相当する額」には、金融費用も含まれると解釈してよろしいのでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
164	条件規定書	8 19	第23条第4項 第53条第1項	遅延損害金として「年10.75%」との規定がありますが、 <u>10.75%</u> とした根拠をお示し下さい。	「年10.75%の」を「越谷市契約規則（昭和59年9月7日規則第39号）に規定する」に変更します。
165	条件規定書	9	第26条	中止期間の上限は何ヶ月を想定しているのでしょうか。中止期間の上限期間の明示をお願いいたします。	現時点では、具体的に想定していません。
166	条件規定書	10	第27条	本件工事に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由による第三者損害は、事業者が善管注意義務を行っても管理できるリスクではありません。つきましては、当該リスクは市のご負担として頂きたいと考えますが如何でしょうか。	事業者が善意の管理者の注意義務を尽くしてもなお生じたものについては市の負担とします。
167	条件規定書	10	第30条第5項	甲の行う引渡し検査の時期は、特定行政庁の行う建築完了検査の時期、及び建築検査済み証取得の時期とは関連しないと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
168	条件規定書	12	第33条	異状時の対応として、事業者に課せられるペナルティは「サービス対価の支払いの停止」および「異状時に生じる費用」と記載されていますが、排気ガスが検査基準を上回ったことよりサービス対価が減額される事は無い、との解釈でよろしいでしょうか。	排ガス検査のために運営及び維持管理業務に支障をきたした場合には、減額となることがあります。
169	条件規定書	13	第33条第6項	サービス対価の支払いを停止できるのは、別紙4、別紙5の規定から「サービス対価2」のみと理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
170	条件規定書	14	第37条	本施設に関する表示登記、保存登記及び所有権移転登記は、市か事業者のどちら側の名義で行うのでしょうか。（表示登記を事業者が行い、保存登記を市名義で行えば、SPCに対する税金の支払が発生しないため、コストを抑えることができます。）	建築主は事業者となりますので、表示登記は、事業者とします。 保存及び移転登記は、市が代位で行います。
171	条件規定書	14	第37条	本件事業において、SPCは市に対し、施設引き渡しと同時に所有権を移転するものとされておりますが、SPCが一時取得する際、不動産取得税は課税されないと考えて宜しいのでしょうか。	建築主は、事業者となりますが、不動産取得税は、地方税法第73条の2に基づき、事業者に課税されないとしていますが、埼玉県越谷県税事務所に確認してください。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
172	条件規定書	15	第41条	モニタリングに係る費用は市が負担すると理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
173	条件規定書	17	第44条第5項	甲が実施した大規模修繕により乙の維持管理業務に影響が出た場合には、乙の維持管理費用増加に対する支払保証等を行っていただけるのでしょうか。	大規模修繕は、提案書類及び運営維持管理長期計画、運営維持管理年間計画書、業務報告書の内容に基づき、甲乙協議により決定するものとします。維持管理費用の増減分は、市に帰属するものとします。
174	条件規定書	16	第45条	帰責事由が不可抗力の場合には、別紙3「不可抗力及び法令変更による費用分担規定」により第三者への損害賠償等が行われる、という解釈でよろしいでしょうか。	不可抗力が原因であれば、市も事業者も当該第三者に対して損害賠償義務を負わないと考えられます。
175	条件規定書	16	第45条第1項	「甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が賠償する」とありますが、第27条との整合から「乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙は、損害を賠償しなければならない」と修正して頂くことは可能でしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
176	条件規定書	16	第45条第2項	運営及び維持管理業務に伴い、通常避けることができない騒音、振動等の理由による第三者損害は、事業者が善管注意義務を行っても管理できるリスクではありません。つきましては、当該リスクは市のご負担として頂きたいと考えますが如何でしょうか。	事業者が善意の管理者の注意義務を尽くしてもなお生じたものについては市の負担とします。
177	条件規定書	18	第52条第2項(2)	「本契約の重大な条項」を、具体的にお示してください。	解除原因に該当するかどうかは債務不履行の態様とも連動して考える必要があるため、具体的に示すことは行いません。
178	条件規定書	18	第52条第5項	「乙は違約金として、終了の日が属する年度のサービスの対価の総額の25%を甲に対して支払う…」とありますが、この場合の「サービスの対価」とは、「サービスの対価2(運営維持管理に係る費用)」のことでしょうか。それとも、「サービスの対価1(施設整備に係る費用)」も含まれますか。	「サービスの対価2」のことです。
179	条件規定書	18 19 20 20	第52条第4項 第53条第2項 第55条第2項 第56条第3項	「出来形部分を確認の上、買い受ける」とありますが、施設整備費用だけでなく、SPC設立関連費用、設計料等のサービス対価1を構成する費用も含まれると理解してよろしいですか。	設計費及び出来形部分の建設費用のみとします。
180	条件規定書	18	第52条第4項	第52条4項に、「～違約金を超えるものを賠償する。」との記述がありますが、基準とする金額、及びその割合をご提示ください。	第52条第4項に記載のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
181	条件規定書	18	第52条第5項	「終了する日が属する年度のサービス対価の総額の25%」とありますが、サービス対価2の総額の25%と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
182	条件規定書	18	第52条第5項	第52条第5項において、施設引渡し後、事業者の責めに帰すべき事由により、事業が終了するときの違約金の額は、サービス対価の総額と、なっておりますが、これにはサービス対価1も含まれるのでしょうか？もし含まれる場合は、サービス対価1は、施設引渡し後には関係がないので、当該年度のサービス対価2のみの25%にするのが妥当だと存じますが、市の考えをご教示下さい。	「サービスの対価2」のことです。
183	条件規定書	18	第52条第2項	第53条第2項では、「甲（市）が（事業）終了の後に当該出来形部分を利用する場合は、甲は当該出来形部分を確認の上、これを買受けるものとする。」と、ありますが、この条文では、市が出来高部分を利用しない場合、市の責めによる契約の終了であるにも関わらず、本リスクは事業者で負わなくてはならない可能性があります。「当該出来高部分を利用する場合は、」と、いう条文は、削除するのが妥当であると考えますが、市の考えをご教示下さい。	ご指摘のとおり修正します。
184	条件規定書	19	第53条第3項	「6か月を経ても支払いを行わない場合」とありますが、市からのサービス対価の支払いが年4回であることを勘案するとその2回分に相当します。「6か月」を「3か月」と変更して頂きたいと考えますが如何でしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
185	条件規定書	20	第55条	第55条における費用負担について、別紙3との関係が不明瞭です。第55条と別紙3の関係を明瞭に記述して頂けるよう要望いたします。	第55条1項は、以下のとおり修正します。 「～甲との間で速やかにこれに対応するための設計上の変更及び工期日程の変更を含む本契約等の変更について協議を行うものとする。なお、法令変更から180日以内に契約の変更等についての合意が成立しない場合は、甲又は乙は、本契約を終了させることができる。ただし、協議が整わない場合の本契約履行のための追加費用の負担については、別紙3に従うものとする。」

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
186	条件規定書	20	第56条	第56条における費用負担について、別紙3との関係が不明瞭です。第56条と別紙3の関係を明瞭に記述して頂けるよう要望いたします。	第56条2項は、以下のとおり修正します。 「～甲との間で速やかにこれに対応するための設計上の変更及び工期日程の変更を含む本契約等の変更について協議を行うものとする。なお、法令変更から180日以内に契約の変更等についての合意が成立しない場合は、甲又は乙は、本契約を終了させることができる。ただし、協議が整わない場合の本契約履行のための追加費用の負担については、別紙3に従うものとする。」
187	条件規定書	20	第56条第3項	第56条第3項より、建中に施設が不可抗力により全壊し、出来高部分が存在しない場合の扱いに付き、別途規定が必要と存じますが、市の考えをご教示ください。 基本的には、不可抗力の場合の支払いは別紙3による費用負担が原則となると考えられますので、全壊以前の施設の出来高部分についても同様の負担と理解してよろしいでしょうか？	出来形部分がない場合は、買取る対象がないので、買取れません。 建設期間中に施設が全壊した場合で、契約を継続する場合は、第29条のとおりです。 建設期間中に施設が全壊した場合で、契約を解除する場合は、保険金による回収となります。
188	条件規定書	21	第58条	建物の不動産取得税は甲、乙いずれが負担するのでしょうか。	不動産取得税は、地方税法第73条の2に基づき、建築主である事業者には課税されないものとしていますが、埼玉県越谷県税事務所に確認してください。
189	条件規定書	21	第58条	「甲は、…本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない」とありますが、提案段階で応募者が想定できない租税公課の変更リスク（例えば外形標準課税等）は、市が負担して頂きたいと考えますが如何でしょうか。	事業の継続に重大な支障がある場合には、第55条により協議の余地があります。
190	条件規定書	29	別紙3	不可抗力及び法令変更による費用分担規定について、設計施工期間中は、条件規定書第29条2項の不可抗力による損害規定で準用していますが、条件規定書第7章の法令変更及び不可抗力の条項では、費用負担等については、協議となっております。別紙3の費用分担規定と条件規定書第7章との関連をご教示下さい。	No.185、186の回答をご参照ください。
191	条件規定書	31	別紙4 2(1)③	初回の基準金利設定は開場日直前（平成17年8月1日の2銀行営業日前）との解釈でよろしいのでしょうか。 また、以降の設定日の「(同)」とは何を意味しているのでしょうか、「2銀行営業日前」でしょうか。	金利適用基準日は、引渡日の2営業日前としてください。 ご質問のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
192	条件規定書	30	別紙4 1(1)①	「以下に示す額にその価格の100分の5に相当する額(消費税)を加算した額を乙に支払う」とありますが、サービス対価を構成する費用には、非課税項目も含まれます。課税項目、非課税項目に係わらず、その合計額の100分の5をお支払い頂けると理解してよろしいですか。	「以下に示す項目の金額を乙に支払うものとする。ただし、消費税の課税対象項目については、その消費税を加算した金額とする。」に修正します。
193	条件規定書	32	別紙4 4	施設整備費(サービス対価1)はモニタリングによる減額対象外であることを、あらためて確認いたします。	サービスの対価1は、モニタリングによる減額対象外です。
194	条件規定書	30	別紙4 1	支払額の算定方法において、サービス対価1及び2に100分の5に相当する額を加算した額を支払うとありますが、以下の通り、消費税は確定すると理解してよろしいでしょうか? サービス対価1:施設引渡日に確定 サービス対価2:各回の支払い時の消費税率で確定	ご質問のとおりです。
195	条件規定書	31	別紙4 2(2)③	2支払方法(2)③において、「年間火葬件数が甲の想定を上回った場合、～」との記述がありますが、甲の想定とは要求水準書2.3.8(P12)の表2を示すものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
196	条件規定書	32	別紙4 4①ii	標記の減額措置は、甲が想定する年間火葬取扱数を上回らなかったにもかかわらず、水光熱費が大きく上方に乖離した場合と考えてよろしいでしょうか。また、事業者が提出した光熱水費とどの程度の乖離が生じた場合に「大きく乖離した」と判断されるのでしょうか。	火葬炉における取扱件数1件当たりのガス使用料(ガス使用量原単位)が10%以上上方に乖離した場合を想定しています。詳細については、運営開始後の実績により、決定することとします。
197	条件規定書	34	別紙5 2(1)①	「四半期毎に運営及び維持管理費に要する費用の10%相当分を上限とし」とありますが、これは、四半期毎の運営及び維持管理費に要する費用の10%相当分を上限とし」と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
198	条件規定書	34	別紙5 2(1)①	S P Cに対するサービス対価の減額は、業務改善勧告が行われた場合、速やかな業務改善実施の如何にかかわらず、実行されるということでしょうか。	業務改善の結果が速やかに確認できた場合については、この限りではありません。

No.	資料名	頁	項目	質問の内容	回答
199	条件規定書	33	別紙5 1(2)	斎場利用者のアンケートをモニタリング手法の一つと位置付けておられますが、アンケートは往々にして無責任な回答をされる恐れがあり、その客観性・信憑性をどのように確保されるのかお教え願いたい。また、アンケートによるモニタリングをもとに改善勧告にまでいたるのであれば、アンケート内容について事前に協議できるようにしておいていただきたい。	アンケートの内容についてのみで、減額することは想定していません。葬祭業者等へのヒアリング、事業者宛の説明要求、施設における運営及び維持管理業務の実施状況確認のための立会の結果などを総合的に判断します。さらに、業務改善勧告に対して事業者の異議申し立てのルールを設定しており、説明責任は果たせると判断しています。
200	条件規定書	38	別紙8 第1条	「事業契約[第〇〇条第〇項]」とありますが、第35条5項と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
201	条件規定書	38	別紙8 第3条第2項	「7日以内」とありますが、請求書を受領して「7日以内」に保証債務を履行するのは実務上困難と考えます。「30日以内」と変更して頂けないでしょうか。	7日以内は履行開始で、30日が履行期限です。
202	条件規定書	38	別紙8	「建設者(保証人)は選定事業者(乙)と第一条の債務を連帯して保証する。」とありますが、建設者とは(乙)の構成企業のうち主幹企業を指す解釈でよろしいですか。	代表企業としてください。

No.	項目	質問の内容	回答
203	図面集 斎場建設工事等スケジュール(予定)	家屋移転完了が斎場建設の施工(造成含)の開始時期と重なっていますが、工事に支障が出る事は無いのでしょうか。	支障が出ないように早期移転完了に努めます。
204	図面集 斎場建設工事等スケジュール(予定)	斎場建設の造成工事を進める上で、造成土運搬車輛の交通量が多くなる為、近隣影響(騒音)を考慮し幹線道路からのアプローチを考え、②アクセス道路南側路床工事を先行工事出来るように、スケジュールを検討出来ませんかでしょうか。	家屋移転等があるため、スケジュールの再検討は困難です。
205	図面集 斎場建設工事等スケジュール(予定)	敷地造成工事と斎場建物建設工事の開始時期は重複させてもよろしいでしょうか。	構いません。
206	図面集 斎場建設工事等スケジュール(予定)	斎場建設工事等スケジュールによると、斎場の供用開始時点ではアクセス道路の北部、南部舗装(整備)工事及び管理用道路の舗装(整備)工事共に完了していませんが、完成できないのでしょうか。	斎場施設整備の工程によりますが、建設工事の工程と調整の上、早期完成に努めます。
207	図面集 斎場建設工事等スケジュール(予定)	道路欄にある「路線指定会議」とはどのような会議でしょうか。	道路後退が必要かを調整する会議です。

No.	項目	質問の内容	回答
208	図面集 斎場建設工事等スケジュール（予定）	事業者が火葬場の建築確認申請を申請する時期、川沿いの9.5m道路は未完の状態ですが、建築基準法上の接道義務はどの道をどのような法的位置付けで前面道路とすればよいかお示し下さい。	建築基準法第42条第1項第4号の指定道路として位置付けます。
209	図面集 座標図	配布された図面において地の色が濃い部分の表の座標値が、読めません。その部分の数値を示していただけるでしょうか。	斎場部分の座標値が必要であれば、市で閲覧できます。
210	図面集 計画図	ガス・水道の管理用道路から公園用地への引き込みポイントは計画図に示されていますが公園用地内のルートのみを明示をお願いします。	図面1参照
211	図面集 計画図	敷地造成において、公園境界の盛土端部処理はのり面処理（勾配1：2）でよろしいでしょうか。また実施方針に対する質問の回答では造成に使用する土砂を市が提供とありますが、ご教示ください。	ご質問のとおりです。 事業者が用意してください。
212	図面集 計画図	工事時の作業向上を図るため、管理用道路への車輛動線は公園内を通過することになりますが確保可能でしょうか。	斎場の造成及び建設工事と管理用道路の築造工事時期は、同時期となりますので、使用することはできません。
213	図面集 計画図	造成工事、建設工事時の工事敷地境界と造成法面の施工範囲を、下図のように考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	造成部は、工事敷地境界までとし、境界から法面を計画してください。
214	図面集 計画図	工事事務所雑排水は、敷地付近（南西側）の既存水路へ、放水すると考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	現在は、排水先がありませんので浸透式で考えてください。
215	図面集 計画図 斎場建設工事等スケジュール（予定）	アクセス道路は南北に分けて工事が行われる旨説明会にて説明を受けましたが、当該計画敷地においてその南北の境界位置が、計画上の敷地出入口を制約するような状況になることも考えられます。よって同境界位置は提案時においては敷地のアクセス道路に接する部分において流動的な扱いとしては如何でしょうか。	ご指摘のとおりといたします。

No.	項 目	質問の内容	回 答
216	図面集 斎場建設工事等スケジュール（予定）	平成15年度初めの路線指定会議において、アクセス道路の道路指定及び斎場敷地内の市道の廃道が決まると考えてよろしいでしょうか。	路線指定会議は、後退が必要となるかの確認等の会議ですので、指定及び廃道はできません。道路認定及び廃道は、議決案件です。アクセス道路は指定ではなく区域変更する予定です。
217	図面集 スケジュール	周囲の公園の整備及び調整池の整備のスケジュールが示されていませんが、いつ頃を想定すればよろしいでしょうか。	公園は、斎場完了後の工事になりますが、調整池完成までの間、一時排水できるように計画します。
218	斎場建設に伴う地質調査報告書概要版	概要版ではなく、正式版（報告書一式）の公開をお願いいたします。	市で閲覧できます。